

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）は、指定公共機関に対し、事業の実施に関し適切な措置を講ずること、新型インフルエンザ等が発生したときにも国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう業務を継続することを求めています。

また、同法の規定により、指定公共機関に対しては、その業務を実施するに当たり、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成し、内閣総理大臣に報告するとともに、要旨を公表することが求められています。

これを踏まえ、指定公共機関である京王電鉄株式会社では「新型インフルエンザ等対策業務計画」を定めたところであり、その要旨は次のとおりです。

「京王電鉄株式会社新型インフルエンザ等対策業務計画」要旨

1. 新型インフルエンザ等に関する基本方針

当社は、新型インフルエンザ等の人から人への感染が発生した場合、「信頼のトップブランド」を目指す企業として、地域の生活環境を維持するため、鉄道事業を最優先に、各事業の継続を図ります。

- （1）平時から従業員に対する教育等を通じて感染予防を図るとともに、従業員および家族の生命・身体の安全確保と職場での感染の拡大防止に努めます。
- （2）新型インフルエンザ等の流行の程度、行政および社会の要請等の状況を総合的に勘案し、需要に応じた鉄道の運行水準の維持に努めます。
- （3）新型インフルエンザ等の流行状況等について継続的に情報収集を行い、感染の拡大防止に必要な情報や当社事業の継続状況等についての情報発信を行います。
- （4）事業継続計画および本業務計画を常に見直し、改善していきます。

2. 新型インフルエンザ等対策に関する事項

- （1）新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法
政府想定を踏まえ、新型インフルエンザ等対策業務として、旅客の運送を適切に実施します。
あらかじめ定める要員計画や業務計画に基づき、新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施します。
- （2）感染対策の検討・実施
マスク着用など咳エチケットの徹底等のお客さまに対する呼びかけに努めます。

3. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

- （1）新型インフルエンザ等対策の実施体制
国により新型インフルエンザ等の発生段階が「国内発生早期」と公示された場合、または、新型インフルエンザ等の感染状況等により必要と認められた場合に、的確かつ迅速な対応を図るため、京王電鉄株式会社新型インフルエンザ等対策総本部（総本部長：社長）、鉄道事業部門対策本部（本部長：鉄道事業本部長）を設置します。
- （2）情報収集・共有体制
新型インフルエンザ等に関する情報収集および発信方法をあらかじめ整備するとともに、発生した場合には迅速かつ的確に情報収集および発信を行います。
 - ① 関係機関等と連絡を密にし、情報収集および発信経路を明確化します。
 - ② 従業員、家族、協力会社、お客様等に対して迅速かつ適切に発信する方法を整備します。
- （3）関係機関との連携
平時から、新型インフルエンザ等対策業務を実施するうえで不可欠となる関係事業者等と発生時における連携等について協議します。

4. その他

- （1）教育・訓練
当社は、平素から正しい知識を習得し、従業員への周知に努め、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように訓練の実施に努めるとともに、国または地方公共団体が実施する新型インフルエンザ等対策業務についての訓練へ参加するように努めます。
新型インフルエンザ等対策とその他訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策業務についての訓練とその他訓練とを有機的に連携させるように配慮します。
- （2）計画の見直し
本計画に基づく訓練の実施や今後の情勢の変化などを踏まえ、本計画を見直す必要が生じたときは、不具合や必要性を評価し、修正を行います。